平成２３年（家）第３６６４号
岡山市北区牟佐1445
申立人　福井ひろ美
本籍岡山市北区牟佐1031番地、最後の住所岡山市北区牟佐1445番地
不在者　三十日良弘
昭和６年５月16日生
公示催告期間満了日　平成24年９月20日
岡山家庭裁判所

平成２３年（家）第２９２号
群馬県館林市当郷町170―２
申立人　村田　義雄
本籍群馬県高崎市石原町3039番地、最後の住所群馬県高崎市石原町3039番地１
不在者　木下　サエ
昭和５年９月20日生
公示催告期間満了日　平成24年８月31日
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２３年（家）第９８４１号
東京都町田市忠生３―25―15
申立人　赤**荻**　晴子
本籍茨城県石岡市大塚741番地、最後の住所中国新京市（現中国長春市）以下不詳
不在者　富田　照子
昭和18年２月15日生
公示催告期間満了日　平成24年９月15日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第５８０４号
新潟市中央区本町通十四番町3136番地
申立人　南場　　廣
本籍新潟県新潟市中央区本町通十四番町3137番地、最後の住所新潟市本町通十四番町3136番地
不在者　南場　文一
大正15年１月１日生
公示催告期間満了日　平成24年８月30日
新潟家庭裁判所

平成２３年（家）第２６８号
兵庫県たつの市龍野町北龍野210番地３
申立人　谷　　洋
本籍兵庫県たつの市揖西町小犬丸1795番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　前田　久子
昭和25年８月22日生
公示催告期間満了日　平成24年８月31日
神戸家庭裁判所龍野支部

失踪宣告

平成２２年（家）第２７４０号
本籍北海道伊達市山下町71番地、最後の住所札幌市北14条西４丁目12
不在者　宮川　英敏
昭和23年11月24日生
平成24年１月20日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１１８号
本籍北海道札幌市中央区南６条西９丁目1034番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　吉澤　和男
昭和22年11月19日生
平成24年１月20日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２０３号
本籍栃木県那須塩原市上赤田238番地、最後の住所群馬県以下不詳
不在者　栗原　政雄
昭和20年12月１日生
平成24年１月21日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所大田原支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１１６７６号
本籍徳島県名西郡神山町阿野字二ノ宮65番地１、最後の住所不詳
不在者　多田　貞子
昭和19年４月６日生
平成24年１月21日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２６１号
本籍三重県津市戸木町2019番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大塚　　浩
大正３年12月４日生
平成24年１月21日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２０８号
本籍広島県尾道市因島重井町6286番地、最後の住所堺市西区浜寺公園町２丁151番地
不在者　村上　清彦
昭和13年２月26日生
平成24年１月21日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

平成２３年（家）第４８７号
本籍神戸市灘区鹿ノ下通２丁目７番地、最後の住所神戸市兵庫区明崎町１丁目14番地
不在者　江崎　正元
大正元年11月２日生
平成24年１月21日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１６５５号
本籍広島県廿日市市四季が丘３丁目10番地３、最後の住所本籍に同じ
不在者　竹林　八重
昭和40年７月27日生
平成24年１月20日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１２８号
本籍香川県観音寺市室本町1145番地84、最後の住所本籍に同じ
不在者　石川　　勝
昭和５年９月25日生
平成24年１月24日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２０２号
本籍北九州市小倉南区志井３丁目37番地14、最後の住所北九州市小倉南区志井３丁目５番16号
不在者　古野　久治
昭和14年３月17日生
平成24年１月24日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

平成２２年（家）第６４９号
本籍鹿児島市千年２丁目3965番地413、最後の住所鹿児島県日置郡伊集院町猪鹿倉569番地32
不在者　吉海　安徳
昭和８年８月26日生
平成24年１月20日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

失踪に関する届出の催告中更正

平成２２年（家）第１２６１号
申立人　佐藤　眞弓
平成23年２月７日第5490号(13ページ・２段目)掲載の失踪に関する届出の催告中「最後の住所埼玉県川口市川口２丁目６番５号」を「最後の住所埼玉県川口市川口２丁目９番１号」と更正する。
平成24年１月24日　　さいたま家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５１５号
東京都中央区湊３丁目16番４―801号
債務者　有限会社大善フーズ
代表者代表取締役　野崎　秀善
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　弘康
４　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８号
北海道苫小牧市桜木町４丁目９番２号
債務者　有限会社かぎや工務店
代表者代表取締役　鍵谷　康雄
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山上　晃広
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８２４号
千葉県白井市白井241番地１
債務者　株式会社湊工業所
代表者代表取締役　湊　　康彦
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　義人
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部